

II 資 料

資料 1 整備モデル事業における試算

1 ごみ処理フロー

人口 30 万規模の自治体を想定した場合の廃棄物排出量及び処理フローを以下に示す。

(1) 直営の場合

直営により一般廃棄物のみを処理する場合、年間受入量に対し、運転日数等から施設規模を設定すると、処理フローは以下のとおりとなる。

なお、焼却処理後の残さ率は 10 % と想定した。

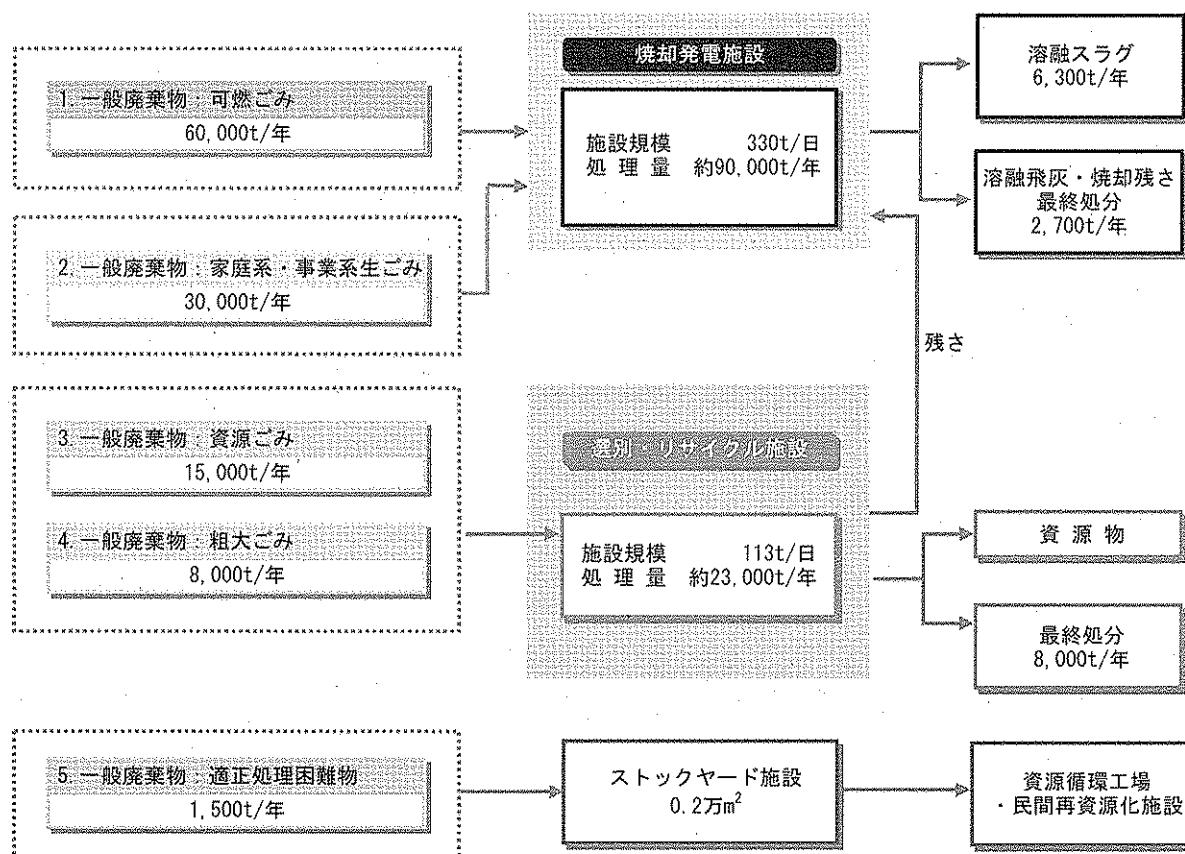


図 9 ごみ処理フロー（直営の場合）

(2) 整備モデルの場合

整備モデルでは一般廃棄物と併せて産業廃棄物を処理する。直営の場合と同様に年間受入量に対し、運転日数等から施設規模を設定した。民間活力導入により、年間運転日数が直営の場合と比較して増加すること、産業廃棄物と併せて処理することによるスケールメリット等の理由により、一般廃棄物分の処理に着目して比較すると、施設規模の縮小化が図られている。

なお、焼却処理後の残さ発生率は10%と想定した。

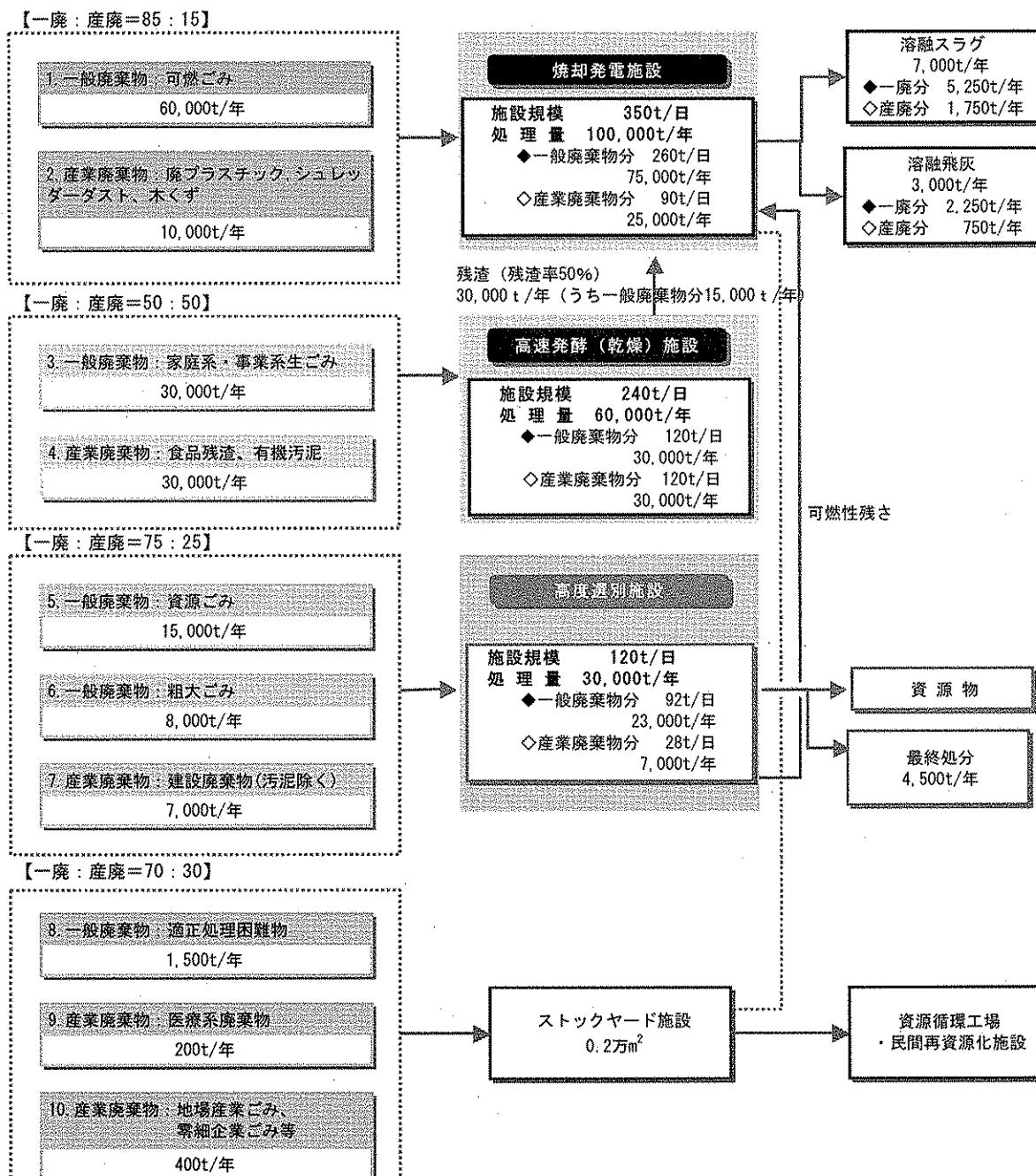


図10 ごみ処理フロー（整備モデルの場合）

2 各施設の基本条件

以下に各施設の基本条件の詳細を示す。

(1) 焼却発電施設

直営で一般廃棄物の焼却施設を整備すると、年間稼働日数280日、調整稼働率0.96の場合、330t／日($90,000 \div 280 \div 0.96$)の施設規模が必要となる。整備モデルにより併せ産廃処理を行う焼却発電施設を整備する場合の施設規模は、年間稼働日数300日、調整稼働率0.96とすると350t／日($100,000 \div 300 \div 0.96$)となる(うち一般廃棄物分は260t／日、産業廃棄物分は90t／日)。以下、直営で行った場合と整備モデルで行った場合を一般廃棄物分に着目して比較すると以下のとおりとなる。

表1 焼却発電施設の基本条件

項目	直営	整備モデル (一般廃棄物部分)	備考
事業主体	自治体	PFI事業者	
整備手法	公設公営	B00方式	産廃部分もB00方式
事業期間	建設期間 2年間		
	運営期間 20年間		
施設規模	ごみ処理施設能力 330t/日	260t/日 (産廃とあわせると350t/日)	整備モデルでは 一廃部分：産廃部分 =85% : 15%
	稼働日数 280日/年	300日/年	
	ごみ受入量 可燃ごみ 90,000t/年	可燃ごみ 90,000t/年 (前処理後の焼却量75,000t/年)	
		(水分の多い生ごみ等はそのまま 焼却炉に投入)	(水分の多い生ごみ等は高速発酵 (乾燥) 施設で水分を除去した後、 焼却炉に投入)
	発電設備 9,600kW	8,000kW	発電効率 約25% 所内率 80%
事業費	建設費 14,850百万円	10,530百万円	
	(建設費単価) 45百万円/t	40.5百万円/t	

※ 直営の焼却施設は、県内の大型焼却施設(300t炉)2施設の実績数値を参考にして計算した。

※ 整備モデルでは、焼却の前処理として行う高速発酵(乾燥)後の量を処理する施設規模として設定した。

※ 発電設備容量は、受入ごみの低位発熱量を2,400kcal/kg、発電効率を25%と設定して試算した。

(2) 高速発酵(乾燥)施設

高速発酵(乾燥)施設の基本条件は以下のとおりである。

前処理として行う高速発酵(乾燥)により、焼却発電施設の燃焼・発電効率を向上させることを目的としている。

表2 基本条件（高速発酵施設・整備モデル事業のみ）

項目	直営	整備モデル (一般廃棄物部分)	備考
事業主体		PFI事業者	
整備手法		B00方式	
事業期間	建設期間	2年間	
	運営期間	20年間	
施設規模	ごみ処理施設能力	120t/日 (産廃とあわせると240t/日)	
	稼働日数	300日/年	
	ごみ受入量	家庭系及び事業系生ごみ 30,000t/年	
建設費	建設費	840百万円	一廃部分：産廃部分 =50% : 50%
	建設費単価	7.0百万円/t	

（3）高度選別施設

高度選別施設の基本条件は以下のとおりである。

表3 基本条件（高度選別施設）

項目	直営	整備モデル (一般廃棄物部分)	備考
事業主体	自治体	PFI事業者	
整備手法	公設公営	民設民営方式 (借地方式)	
事業期間	建設期間	2年間	
	運営期間	20年間	
施設規模	施設処理能力	破碎・選別事業113t/日 産廃と併せると120t/日	破碎・選別事業92t/日
	稼働日数	244日/年	300日/年
	ごみ受入量	資源ごみ 15,000t/年 粗大ごみ 8,000t/年	
建設費	建設費	3,616百万円	一廃部分：産廃部分 =75% : 25%
	建設費単価	32百万円/t	

※ 県内の自治体施設は、稼働中の2施設の実績数値を参考にして計算した。

（4）ストックヤード施設

ストックヤード施設の基本条件は以下のとおりである。

表4 基本条件（ストックヤード施設）

項目	直営	整備モデル (一般廃棄物部分)	備考
事業主体	自治体	PFI事業者	
整備手法	公設公営	民設民営方式 (借地方式)	
事業期間	建設期間	2年間	
	運営期間	20年間	
受入量	ごみ受入量	適正処理困難物 1,500t/年	
建設費	建設費	168百万円	一廃部分：産廃部分 =70% : 30%
	建設費単価	12万円/m ²	敷地面積：2,000m ²

3 経済性検討の前提条件

設定した基本条件を踏まえ、事業実施に当たっての公共側の負担額を試算するため、民間側の経営条件など、経済性の検討を行った。

まず表5に経済性の検討を行う際の前提条件を示す。整備モデルにおいて、施設の運営を民間事業者（PFI事業者）が行った場合、投資家の投資判断材料となる自己資本に対する内部収益率（E-IRR）を10～12%程度となるように設定した。税金等については、建設場所により異なるが、今回の試算においては以下の条件で設定した。なお、一般廃棄物処理に係る部分の固定資産税は免除とした。

表5 経済性検討の前提条件

(1) 物価上昇率	0.000%				
(2) 自己資本に対する内部収益率(E-IRR)	10～12%				
(3) 施設・設備の減価償却期間					
① 中間処理施設建物	20年	(残存価値 10%)			
② 中間処理諸施設	15年	(残存価値 10%)			
③ その他設備	15年	(残存価値 10%)			
(4) 繰延資産の減価償却期間	5年	(残存価値 0%)			
(5) 税金等					
① 固定資産税(建物) (市税)	免除(一般廃棄物処理に係る部分)				
② 固定資産税(機器設備) (市税)	免除(一般廃棄物処理に係る部分)				
③ 不動産取得税(建物) (県税)	課税標準は固定資産簿価の 課税標準の	70.00%	とする。 4.00% を税額とする。		
④ 登録免許税	課税標準は固定資産簿価の 課税標準の	70.00%	とする。 0.60% を税額とする。		
⑤ 都市計画税 (市税)	課税標準は固定資産簿価の 課税標準の	70.00%	とする。 0.30% を税額とする。		
⑥ 事業所税 (県税)	初年度(㎡あたり) 以降(㎡あたり)	¥0 ¥600			
⑦ 法人所得税	税前利益の	30.00%	とする。		
⑧ 法人住民税(都道府県・均等割)	130千円とする。				
⑨ 法人住民税(都道府県・法人税割)	法人税額の	5.80%	とする。(実効税率)約 45.00%		
⑩ 法人住民税(市町村・均等割)	160千円とする。				
⑪ 法人住民税(法人税割)	法人税額の	4.70%	とする。		
⑫ 法人事業税	税前利益の	9.60%	とする。		
⑬ PFI会社清算時の清算所得に対する法人税	清算所得の	27.10%	とする。		
⑭ PFI会社清算時の清算所得に対する法人事業税	清算所得の	9.60%	とする。		
(6) 金利					
① 起債金利(従来型公共事業)	2.000%				
② 政府系金融機関借入金利(PFI方式)	3.000%				
③ 市中金融機関借入金利(PFI方式)	3.000%				

4 建設費の資金調達

直営の公共事業及び整備モデル事業の焼却発電施設と高速発酵（乾燥）施設については、従来の国庫補助制度に基づき、総事業費の7割を補助対象事業、施設建設場所が公害防止計画策定地域内と仮定し、建設費全体の35%を補助金で調達するものとした（平成17年度からの「循環型社会形成推進交付金制度」では、交付額は原則として対象事業費の1/3であり、公害防止計画策定地域に対するかさ上げ措置はない。しかし、現在のところ対象事業費等の詳細が明確になっていないため、今回の試算では従来の国庫補助制度に基づいた条件で試算を行った）。

直営の場合の施設整備では地方債を起債するが、整備モデル事業では起債せず、市中借り入れや低利無利子融資を活用することとした。

また、地方交付税措置については、制度の今後の見通し等を勘案し、直営及びモデル事業ともに見込んでいない。

（1）焼却発電施設

建設時に必要な費用とその資金調達の内訳を直営の場合と整備モデルの場合について比較すると、以下のとおりである。表1で示した建設費に比べ、表6の資金調達の合計値が大きくなっているのは、不動産取得税、登録免許税、都市計画税等の税金や法務費、設立費及び建中金利を含めたためである。

直営では、建設時に必要な資金から国庫補助金を除いた残りの資金は、地方債及び一般財源で調達する（地方債により調達した分については、元本償還及び支払い金利が発生する）。

一方、整備モデルでは、建設時に必要な資金から国庫補助金を除いた残りの資金は、民間事業者が建設時に市中金融機関や政策投資銀行等から調達するとともに、民間事業者の自己資本を充てる。自治体は、その当該借入元本及び利息相当額を、操業中の維持管理費用と併せ、処理委託料としてPFI事業者に対して支払う。

表6 建設時の資金調達の内訳（焼却発電施設）

焼却発電施設 単位	直営 千円	整備モデル 千円
① 地方債（普通）	7,128,000	-----
② 地方債（財対債）	742,500	-----
③ 国庫補助金	5,197,500	3,685,500
④ 一般財源（整備費用）	1,782,000	-----
⑤ 一般財源（諸経費等）	201,000	-----
⑥ 地方債（建中金利分）	62,636	-----
⑦ 市中金融機関借入	-----	1,387,801
⑧ 政府系金融機関	-----	5,265,000
⑨ 民間事業者自己資本	-----	1,053,000
合計	15,113,636	11,391,301

(2) 高速発酵（乾燥）施設

高速発酵（乾燥）施設は整備モデルにおいて新たに提案するものである。新たなコストが必要となるが、焼却発電施設とあわせて整備することによって、焼却発電施設の燃焼・発電効率を向上させようとするものである。

建設時に必要な費用とその資金調達の内訳は以下のとおりである。資金調達の方法は、整備モデルの焼却発電施設と同様である。

表7 建設時の資金調達の内訳（高速発酵施設）

高速発酵施設 単位	直営 千円	整備モデル 千円
① 地方債（普通）		-----
② 地方債（財対債）		-----
③ 国庫補助金		294,000
④ 一般財源（整備費用）		-----
⑤ 一般財源（諸経費等）		-----
⑥ 地方債（建中金利分）		-----
⑦ 市中金融機関借入		79,725
⑧ 政府系金融機関		420,000
⑨ 民間事業者自己資本		84,000
合計		877,725

(3) 高度選別施設

直営では、建設時に必要な費用とその資金調達の内訳は以下のとおりである。資金調達の方法は直営の焼却発電施設と同様に、建設時に必要な資金から国庫補助金を除いた残りの資金は、地方債及び一般財源で調達する（地方債により調達した分については、元本償還及び支払い金利が発生する）。

整備モデルでは、PFI事業者は独立採算型であり、自治体はトン当たりの処理委託料金を支払うのみであることから、表8には示していない。また、公共側からPFI事業者に対して出資等は想定せず、借地を行うのみであることから、国庫補助金は見込んでいない。

表8 建設時の資金調達の内訳（高度選別施設）

高度選別施設 単位	直営 千円	整備モデル 千円
① 地方債（普通）	1,735,560	
② 地方債（財対債）	180,788	
③ 国庫補助金	1,265,513	
④ 一般財源（整備費用）	433,890	
⑤ 一般財源（諸経費等）	40,500	PFI事業者の 独立採算
⑥ 地方債（建中金利分）	15,251	
⑦ 市中金融機関借入	-----	
⑧ 政府系金融機関	-----	
⑨ 民間事業者自己資本	-----	
合計	3,671,502	

(4) ストックヤード施設

直営では、建設時に必要な費用とその資金調達の内訳は以下のとおりである。資金調達の方法は直営の焼却発電施設と同様に、建設時に必要な資金から国庫補助金を除いた残りの資金は、地方債及び一般財源で調達する（地方債により調達した分については、元本償還及び支払い金利が発生する）。

整備モデルでは、PFI事業者は独立採算型であることから、表9には示していない。また、公共側からPFI事業者に対して出資等は想定せず、借地を行うのみであることから、国庫補助金は見込んでいない（ただし、受入料金収入のみで不足する部分については公共側から補填を行う）。

表9 建設時の資金調達の内訳（ストックヤード施設）

ストックヤード施設 単位	直営 千円	整備モデル 千円
① 地方債（普通）	84,000	
② 地方債（財対債）	16,800	
③ 国庫補助金	58,800	
④ 一般財源（整備費用）	8,400	
⑤ 一般財源（諸経費等）	3,000	
⑥ 地方債（建中金利分）	802	
⑦ 市中金融機関借入	-----	PFI事業者の 独立採算
⑧ 政府系金融機関	-----	
⑨ 民間事業者自己資本	-----	
合計	171,802	

5 事業全体の収支

建設時を含め、事業期間全体における公共収支（一般廃棄物の処理について事業期間中（20年間）に自治体が負担するコスト）を以下に示す。

（1）焼却発電施設

焼却発電施設の事業期間全体の公共収支は表10のとおりである。

施設解体費及び収集運搬費は直営、整備モデルのいずれも計上していない。最終処分費は直営、整備モデルのいずれも計上している。また、整備モデルにおいて、売電収入はPFI事業者の収入としている。

表10 事業全体の収支（焼却発電施設）

項目	直営	整備モデル (一般廃棄物部分)	備考
事業主体	自治体	PFI事業者	
整備手法	公設公営	B00方式	産廃部分もB00方式
事業期間	建設期間 2年間		
	運営期間 20年間		
支出	維持管理委託料 一 維持管理費等 381億円/事業期間 地方債支払 94億円/事業期間 一般財源 20億円/事業期間	314億円/事業期間 一 用役費、人件費、補修費、最終処分費含む 一 一	事業に係る全ての費用を含む 用役費、人件費、補修費、最終処分費含む
収入	売電収入 18億円/事業期間		

（2）高速発酵（乾燥）施設

高速発酵（乾燥）施設の事業期間全体の収支は表11のとおりである。

高速発酵（乾燥）施設は整備モデルにおいてのみの提案であるため、直営の焼却施設との比較に当たっては、整備モデルの焼却発電施設と、高速発酵（乾燥）施設を合計する必要がある。

なお、直営、整備モデルのいずれも施設解体費及び収集運搬費は計上していない。

表11 事業全体の収支（高速発酵施設）

項目	直営	整備モデル (一般廃棄物部分)	備考
事業主体		PFI事業者	
整備手法		B00方式	
事業期間	建設期間 2年間		
	運営期間 20年間		
支出	維持管理委託料 一 24億円/事業期間	事業に係る全ての費用を含む	

(3) 高度選別施設

高度選別施設の事業期間全体の収支は表12のとおりである。

直営、整備モデルとともに施設解体費、収集運搬費及び最終処分費は計上していない。

整備モデルにおいて資源物の売却収入は民間収入とした。また、借地事業による借地料は公共収入とした。

表12 事業全体の収支（高度選別施設）

項目	直営	整備モデル (一般廃棄物部分)	備考
事業主体	自治体	PFI事業者	
整備手法	公設公営	民設民営方式 (借地方式)	
事業期間	建設期間 2年間 運営期間 20年間		
支出	維持管理委託料 185億円/事業期間 処理委託料 — 一般財源 5億円/事業期間 地方債支払 23億円/事業期間	146億円/事業期間 — — —	施設への搬入量に応じて支出する
収入	有価物売却収入 20億円/事業期間 借地料 —	— 10億円/事業期間	

(4) ストックヤード施設

ストックヤードで受け入れるスプリングマットレス等の適正処理困難ごみは、現在、各市町村が住民から料金を受け取って、一時保管した後、専門業者へ処理を委託している場合が多い。

整備モデルでは、PFI事業者が住民から直接受入料金を徴収することとし、住民からの受入料金収入のみでは不足する分について、公共側が補填するものとして試算を行った（処理委託料＝自治体からの補填分）。

直営、整備モデルともに収集運搬費及び最終処分費は計上していない。

また、借地事業による借地料は考慮しないこととした（公共側から民間への無償提供可能性もあることから）。

表13 事業全体の収支（ストックヤード）

項目	直営	整備モデル (一般廃棄物部分)	備考
事業主体	自治体	PFI事業者	
整備手法	公設公営	民設民営方式 (借地方式)	
支出	処理委託費（補填分） — 維持管理費 7.7億円/事業期間 一般財源 0.1億円/事業期間 地方債支払 1.6億円/事業期間	5.8億円/事業期間 — 外部への処理委託料含む	
収入	受入料金 2.8億円/事業期間	—	

6 事業性評価及び導入効果

施設整備及び運営を直営で行った場合と整備モデルにより事業を行った場合について、一般廃棄物に係る事業期間全体（20年間）の公共支払額の総額を比較した。

事業期間における公共支払額は、表10から表13に示した事業全体の収支で、支出から収入分を差し引いたものである。

焼却発電施設（高速発酵施設を含む）及び高度選別施設については、事業期間における公共支払額の総額を事業期間における総ごみ処理量で除することで、ごみ1tあたりの処理経費を算出した。

$$\boxed{\text{ごみ } 1 \text{ t あたりの処理経費}} = \frac{\text{事業期間全体における公共支払額の総計}}{\text{（事業年数（20年）} \times \text{年間処理量}})$$

試算結果を表14に示す。直営の場合と整備モデルの場合を比較すると、整備モデルではいずれの施設においても自治体負担額の削減が期待されるという結果を得た（2～3割程度）。

また、ごみ1tあたりの処理単価を試算すると、焼却発電施設の場合、直営では2万6500円、整備モデルでは1万9000円と算出された。高度選別施設の場合、直営では4万2000円、整備モデルでは2万9500円と算出された。

表14 市が受け持つ部分（一般廃棄物の処理）の事業期間全体（20年間）における
公共支払額の総計（施設別・単純合計）とごみ処理単価

■焼却発電施設（+高速発酵施設）

	直営	整備モデル	削減額	削減割合
処理方法	焼却のみ	焼却+高速発酵		
整備手法	公設公営	B00方式		
単位	千円	千円	千円	%
焼却発電施設	47,700,000	31,800,000	-15,900,000	—
高速発酵施設	—	2,400,000	2,400,000	—
支払額合計	47,700,000	34,200,000	-13,500,000	28%

●処理単価

事業期間（年間）	20	20
年間ごみ処理量（t）	90,000	90,000
ごみtあたり処理単価 (千円/t)	26.5	19.0

■高度選別施設

	直営	整備モデル	削減額	削減割合
整備手法	公設公営	借地方式		
単位	千円	千円	千円	%
高度選別施設	19,320,000	13,550,000	-5,770,000	30%

●処理単価

事業期間（年間）	20	20
年間ごみ処理量（t）	23,000	23,000
ごみtあたり処理単価 (千円/t)	42.0	29.5

■ストックヤード施設

	直営	整備モデル	追加費用 ・削減額	削減割合
整備手法	公設公営	借地方式		
単位	千円	千円	千円	%
ストックヤード施設	659,417	576,000	-83,417	13%

資料2 PFIの概要

1 PFIに関する基本事項

(1) PFIについて

1) PFIとは

PFI (Private Finance Initiative)とは、公共と民間の適正な役割分担により民間企業の資金及びノウハウを活用し、効率的に公共事業運営を行うものである。

PFIは、いくつかの事業形式や事業形態があり、様々な種類の事業が考えられ、その地域条件等を勘案し最適な事業形式、事業形態を決定する必要がある。

2) PFIにおける事業形式

PFIの形式は、行政の関与度合によって財政的に、独立採算型、サービス購入型、ジョイントベンチャー型の3つのタイプに分けられる。

ここで、表15にこれらをまとめる。

表15 PFIにおける事業形式

事業形式	内容
独立採算型 (Financially free-standing projects)	行政の事業許可に基づいて民間企業が施設建設・事業運営を行い、コストは施設利用者の利用料で回収するものである。プロジェクトに対する公的支出はない。 Ex) 有料道路、有料橋
サービス購入型 (Service sold to the public sector)	民間企業が施設建設・事業運営を行い、行政が民間企業の提供するサービスを購入して、利用者に供するものである。 Ex) 一般道路、庁舎、学校、病院
ジョイントベンチャー型 (Joint ventures)	建設・運営資金については行政・民間企業で分担、又は行政が全額負担し、事業運営リスクはすべて民間企業で負うものである。 Ex) 都市開発

ごみ処理事業（一般廃棄物処理）におけるPFIの分類は、サービス購入型となる。これは、民間企業が市民に対して行うごみ処理事業というサービスを公共が購入するという形のものであり、民間企業は、事業実施期間において建設・運営等のサービスに不備があった場合には、その報酬を受けることはできない。

PFIの事業形態はその対象事業の種類により、事業リスク、法的枠組みの制約及び利益追求の程度を考慮し、「Design(設計)」、「Build(建設)」、「Operate(運営)」、「Transfer(譲渡)」、「Own(所有)」等を組み合わせ、事業ごとに検討していくことになる。

そこで、以下に主な組み合わせを示す。

表16 PFIの事業形態による分類

事業形態	内容
B O O (Build-Own-Operate)	民間事業者が建設・所有し運営を行う。事業期間終了後、原則民間事業者が施設を撤去。
B O T (Build-Operate-Transfer)	民間事業者が建設・所有し運営を行う。事業期間終了後、民間事業者が施設を公共に無償(有償)譲渡。
B T O (Build-Transfer-Operate)	民間事業者が建設し、完成後に所有権を公共に移転、民間が事業運営を行う。施設代金の支払いは割賦又は一括。

PFIのメリットは、一般に言われている通り、経済性の効率化、リスク及び役割の明確化、財政負担の平準化等があげられる。また、デメリットとしては、事業化に至るまでの準備期間が長い、住民合意が得られにくい等があげられる。

(2) 公設民営について

1) D B O (Design-Build-Operate)

DBOとは、公共の資金調達により民間の意見を取り入れながら公共が施設を建設、所有するが、運営はノウハウを有する民間が行う方式である。

DBOは、民間事業者が施設運営を見越して施設建設を行うことから、経済性の高い施設の建設を可能とし、さらに運営においては長期にわたる効率の良い維持管理を行おうとするものである。

この方式では、建設契約と運営委託契約の2本立ての契約となるが、建設を行う企業と運営を行う企業とは同一企業(同一企業体)となる。

この方式は、資金調達が有利なことから一般にPFIよりも経済性が高い、施設の所有権が公共にあることから公共が関与しやすい等のメリットがあげられる。これに対して、デメリットとしては、リスク分担が不明確になりやすい、PFIと同様の手続きを行う場合には、準備期間が長くなる等があげられる。

2) 長期運営委託

長期運営委託は、施設の新設、既存を問わず、委託期間を複数年度化し委託業務範囲を拡大することにより、民間の創意工夫の余地を大幅に増加させ、運営部分の業務効率化を図るものである。

通常行われている運転委託は、あくまで運転のみを民間事業者に委託している。これに対して、長期運営委託では、運転委託のみならず、資材調達、維持補修を長期間委託し、効率化を図る。

本方式では、運営に対する民間ノウハウの活用により効率化が図られるが、施設建設は従来型公共事業の方式で行われることから、PFIほどの経済性が発揮できない可能性が高い。

(3) その他の方について

1) 拡大性能発注

拡大性能発注は、従来型公共事業の形を取りながらも、性能発注の条件の中に、用役量（使用電力量、薬品使用量等）や保守点検等の維持管理に関わるものについても規定し、施設建設及び運営業者の保証事項とすることで、ランニングコストの低減を図ろうとするものである。

この場合、PFIと同様に、契約段階において厳格に性能保証、用役・補修点検内容、賠償請求等についても規定する必要がある。

本方式は、従来型公共事業の課題であったランニングコスト高騰防止を目的としたものであり、施設建設費低減を目的としてのものではない。運営については、直営、民間委託のいずれも選択可能である。上記の長期運営委託と組み合わせた場合にはより効率的な運営が可能である。

(4) 公設公営について（従来型事業方式）

施設の計画から財源確保、建設、運営まで公共側が主体で行う従来型の事業方式である。ごみ処理事業の場合、公共は予め定めた整備計画等に従って事業を進め、「ごみ処理」というサービスを市民に提供する。ごみ処理事業に関わらず、従来型公共事業はこの方式で進められてきた。

ごみ処理施設の場合、建設段階では、公害防止基準や処理能力等をあらかじめ設定し、この条件を満たすものの中で競争入札により価格は決定される。維持管理については、公共による直営、民間への委託が考えられるが、これに要する費用の予算措置と執行は単年度ごととなるのが通例である。

このような形態では、イニシャルコスト（建設に要する費用）は競争により低減される可能性はあるものの、ランニングコストについては長期的な施設運営を考慮した、効率的な資金の運用を図ることが難しい。

(5) 整備手法の整理

上述した整備手法について比較すると以下の通りである。

表 1 7 整備手法の比較

		施設の所有		資金調達		設計・建設	運転保守管理	施設撤去
		施設建設時	運営時	建設費	運営費			
P F I	BOO	民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間
	BOT	民間	民間	民間	民間	民間	民間	公共
	BTO	民間	公共	民間	民間	民間	民間	公共
DBO		公共	公共	公共	民間	公共／民間	民間	公共
長期運営委託		公共	公共	公共	民間	公共	民間	公共
拡大性能発注		公共	公共	公共	公共※	公共	公共※	公共
公設公営		公共	公共	公共	公共	公共	公共 (一部委託もある)	公共

※長期で運営を委託する場合は、長期運営委託と同様